

## 環境影響評価審査会 神戸沖埋立処分場部会 会議録

- 1 日時： 令和3年6月25日（金） 13時30分～15時30分
- 2 場所： 神戸市教育会館501号室
- 3 議題： フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る環境影響評価準備書の審査について
- 4 出席委員： 花田部会長（部会長）、川井委員、島委員、菅原委員
- 5 兵庫県： 環境管理局長、環境影響評価室長、審査情報班長他班員2名  
水大気課、温暖化対策課、環境整備課、自然環境課
- 6 配付資料  
資料1 環境影響評価法の手続の流れ  
資料2 フェニックス3期神戸沖処分場 環境影響評価審査会委員質問に対する回答全体補足・追加説明  
資料3 フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る環境影響評価準備書についての審査会意見  
資料4 フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る環境影響評価準備書の審査について（答申案）

### 7 議事概要：

<事務局から、資料1について審査スケジュールに関して説明。>

<事業者から、資料2について補足説明。>

[質疑]

(部会長)

現地調査で見られたプラスチックごみは、一定期間のうちに回収して、埋立するという認識でよいか。

(事業者)

内水（排水処理前の水）のプラスチックごみは、不要な汚泥として埋立処分場の場内に埋め立てる。系外には出ていかない。

(委員)

遮水工の部分はようやく詳細が理解できた。技術的には難しいことをしていると思う。確実に溶着・接合していることを確認する、効果が確実な検証というような文言をいれていただければより安心感が増す。

(事業者)

接合手法などに関しては、最終的に施工業者が選定することになるが、確実な施工がなされる工事を行う旨を記載することを検討する。

(委員)

現地見学に行けなかったが、プラスチックはどこからでてきたのか。処理後の水にも、と書いてあるが。

(事業者)

処理後との表記については、水の処理が終わったことではなくて、埋め立て処理後の場内の水、という意味で記載した。埋立処理後のなどで、表現を工夫させていただく。

[事業者退出]

<事務局から、資料3、資料4について説明>

[質疑]

(委員)

事後監視調査はほぼ全ての項目で記載されており、全部事後監視の対象になっているのであれば、どこかでまとめて記載するのがよいのでは。事細かく書いておいた方が良いでしょうか。

(事務局)

特にこの点は事後監視調査をやって下さい、という意味で記載させていただいている。ここに書いている項目以外にも、環境影響が懸念されていたり、確認しておくべき点は事業者を確認していただきたいと思う。今後、事業者と事後監視調査計画の協議で決めていく。

(委員)

総会でしか出ていない意見もうまく拾って記載していただいている。重要な項目はほぼ網羅されていると思う。1点、5その他の(1)で「それらの」は「それらに対する」というほうが良いように思う。

(事務局)

その方向で修文いたします。

(委員)

温室効果ガスのところで、事後監視調査は28年間ずっとやってくださいということか。

(事務局)

一般的には供用後3年、とさせていただいている。温室効果ガスの事後監視調査については、過去の事例が少なく明確なルールが決められていない。条例に基づく事後監視終了後に自主的に監視を続けてもらう方法もあるかもしれない。神戸市の意見等を確認しながら、兵庫県、神戸市、事業者と決めていきたいと思う。

(委員)

これから先、かなり大きな変化があると思う。どういう形がいいのかよくわからないが、事業者とよく検討していただければと思う。

(事務局)

長くするイメージはもっているが、どれくらいの期間にするのかは、今後調整したい。

(委員)

事後監視調査の件で、温室効果ガスは柔軟な対応ができるとのことだが、その他の項目も色々状況が変わる可能性がある。あらかじめ決まった期間しかできないのか。

(事務局)

まずは事後監視調査計画で調査期間を示していただく。事後監視調査の結果に関しては、審査会の方でご報告させていただいている。最終年度で、これで問題ないですかというご確認をさせていただいている。過去の事例では、風力発電所の時に騒音の項目をプラスで1年やっていただいた。審査会で事後監視調査の結果をみていただきながら、柔軟に延長を求めることもできると考えている。

(部会長)

かなり長期にわたる事業なので、今、計画をたてて、それをその範囲内で遂行すればいい、というものでもないような気がする。そのあたりの対応はどうしたらよいか。

(事務局)

答申案の中で具体的な期間を明確に書き込むことは難しいと思っている。フェニックスに関しては過去の事業も周辺環境のモニタリングを自主的にしていただいている。答申案の2水質の(2)の水質や底質にも記載しているが、長期的な視点が大切かと思う。

(部会長)

長期間というような文言を記載することは可能か。

(事務局)

記載すると義務を与える感じになってしまう。結果を見ながら判断していくのがいいと思う。

(部会長)

矢板式のものもモニタリングしていただいているのですか。

(事務局)

フェニックスの尼崎の場合は、かなり多くの地点で自主的にモニタリングしていただいている。

(部会長)

矢板式のものと遮水シートと比較はできるのか。

(事務局)

尼崎は場所が違うが、フェニックスの2期も矢板なので、データの収集は可能かと思う。

(委員)

答申案の遮水シートの部分の根拠が住民意見しかない。しかし、総会や部会でも出てきたことなので、より丁寧な情報公開や説明について、何らかの形でいれていただいたほうがいいのかなど。

(事務局)

審査会の意見を反映するように答申案を作成しており、記載方法の切り口をどうしようかという点から検討するなかで、今の表現となっている。文章の工夫は検討したいと思う。

(部会長)

遮水工については委員からもかなりの意見がでた。それで事業者から説明を繰り返していただき、やっと分かりましたという状況である。委員も懸念した点である。遮水工についてはしっかりと報告していただきたい。

(事務局)

管理型の最終処分場は、仮に海に漏洩すれば、廃棄物処理法の基準に違反している形になる。行政的には神戸市の環境部局が改善命令を出す形になる。事業者もよく理解されていると思いますが、漏れることを前提で考えることはあってはならないと考えていますが、審議会で注意喚起いただくのは重要なことだと考えています。

(委員)

住民に対する説明が十分に行われるようにという意見ですので、それでよいのでは。

(部会長)

水質のところに遮水工に関する記載がないのはよろしいか。

(事務局)

住民からの不安に関して、審査会で指摘していただいたので、今後、事業者はしっかり説明しないとイケない。

(委員)

その他の(1)と(2)の違いは。どちらも住民に対してである。

(事務局)

(2)は事業実施段階、工事が始まった段階を考えている。具体的には音がうるさいなど。

(委員)

漏れないという前提なのはわかるが、施工については、水質のところに入れておいたほうがいいのではと思う。他の場所も、例えば排気ガスも色々な基準が定められているなかでも、注意すべきことを述べる。現実には達成されない危惧はあると思うので、確実に実施されるようにしてほしい。

(事務局)

遮水工の確実な施工について、2の水質に書き込めないか検討します。

以上